

領土に関する政府の対応に関する意見書

沖縄県尖閣諸島海域で、領海を犯した中国漁船が海上保安庁の巡視艇に衝突し逃走しようとしたことから、漁船船長を逮捕拘束したところ、中国側が抗議する事件が発生しました。沖縄の尖閣諸島の日本の領有には、歴史的にも国際法上も明確な根拠があることは明らかです。尖閣諸島付近の日本の領海で、外国漁船の不法な操業を海上保安庁が取り締まるのは当然のことです。

検察は、逮捕した船長を「処分保留」として釈放を決め、帰国させました。政府は、当初、国内法に基づき厳正に対処するとしていましたが、結果として国益に関する重要な判断を一地方機関にゆだねた事となり、政府の政治判断と検察の司法責任に対する国民への説明が不十分と言わざるを得ません。

また、この度の判断は、諸外国に誤ったメッセージを与える懸念があり、北方領土を行政区域とする北海道にとっても、先行きに大きな不安を抱かせるものです。

この度の事件、領土に関する政府の反応は、将来に禍根を残すものです。

よって、国においては、このような状況を十分に認識し、次の事項について取り組まれるよう強く要望します。

記

- 1 今後、領土に関わる対応に当たっては歴史的事実を明確に示しながら厳正に対処すること。
- 2 尖閣諸島周辺で起きた衝突事件について、逮捕の被疑事実、釈放に至る一連の経過及び船長釈放に至る経過について、国民に納得のいく説明と情報開示を行うこと。
- 3 このような事件を繰り返さないために、日本政府が尖閣諸島の領有権について歴史的にも、国際法的にも明確な根拠があることを、中国政府や国際社会に明らかにする積極的な活動を行うこと。
- 4 日本政府は、日中両国が事態をこれ以上悪化させることなく、平和的に解決できるよう外交努力を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月14日

名寄市議会

内閣総理大臣 }
外務大臣 } 宛